| | | |
|---|---|---|
| 第十五条第一項 | 当該年度の前年度 | 当該年度の前々年度 |
| | 当該年度に | 当該年度の前年度に |
| 第二十六条第一項 | 当該年度の前年度 | 当該年度の前々年度 |
| | 第十五条第一項第一号 | 第三十条第二項の規定により読み替えられた第十五条第一項第一号 |
| 第二十六条第二項 | 当該年度の前年度 | 当該年度の前々年度 |

3　地方自治法第二百三十三条第一項の規定により法非適用企業に係る特別会計の決算が地方公共団体の長に提出されるまでの間における法第五条の三第五項（第一号を除く。）及び第五条の四第三項（第一号を除く。）の規定並びに第十六条及び第二十七条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

| | | |
|---|---|---|
| 法第五条の三第五項（第一号を除く。） | 次に掲げる | 当該年度の前年度において次に掲げる |
| | 当該年度の前年度 | 当該年度の前々年度 |
| 法第五条の四第三項（第一号を除く。） | 経営の | 当該年度の前年度において経営の |
| | 当該年度の前年度 | 当該年度の前々年度 |
| 第十六条第一項 | 当該年度の前年度 | 当該年度の前々年度 |
| | 当該年度の歳入 | 当該年度の前年度の歳入 |
| | 当該年度に | 当該年度の前年度に |
| 第二十七条第一項 | 当該年度の前年度 | 当該年度の前々年度 |
| | 第十六条第一項各号 | 第三十条第三項の規定により読み替えられた第十六条第一項各号 |
| 第二十七条第二項 | 当該年度の前年度 | 当該年度の前々年度 |

（地方公共団体の廃置分合又は境界変更があった場合の総務省令への委任）

**第三十一条**　当該年度の中途又は当該年度前四年度のいずれかの年度の中途において地方公共団体の廃置分合又は境界変更があった場合における法第五条の三及び第五条の四（これらの規定を前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定並びに第八条（前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。

第二十条の見出しを「（起債に許可を要する法非適用企業の判定のための資金の不足額の算定方法等）」に改め、同条第一項中「次に掲げる額」を「第十六条第一項各号に掲げる額」に改め、同項各号を削り、同条を第二十七条とする。

第十九条の見出しを「（起債に許可を要する法適用企業の判定のための資金の不足額の算定方法等）」に改め、同条第一項中「、第一号」を「、第十五条第一項第一号」に、「第三号に掲げる額」を「同項第三号に掲げる額」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「公営企業」を「法適用企業」に改め、同条を第二十六条とし、第十八条を第二十五条とする。

第十七条第二項第二号中「第五条の三第一項」の下に「若しくは第六項」を、「協議」の下に「若しくは届出」を加え、同条を第二十四条とする。

第十五条及び第十六条を削る。

第十四条の見出し中「数値」を「実質公債費比率の数値」に改め、同条を第二十三条とし、第十三条の次に次の九条を加える。

（実質赤字額の算定に用いる歳入及び歳出の算定方法）

**第十四条**　法第五条の三第四項第二号に規定する政令で定めるところにより算定した歳入又は歳出は、一般会計及び特別会計のうち次に掲げるもの以外のものに係る歳入又は歳出で、これらの一般会計及び特別会計相互間の重複額を控除した純計によるものとする。

一　法適用企業に係る特別会計

二　法非適用企業に係る特別会計

三　前二号に掲げるもののほか、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業、農業共済事業その他事業の実施に伴う収入をもつて当該事業に要する費用を賄うべきものとして総務省令で定める事業に係る特別会計

（起債に協議を要する法適用企業の判定のための資金の不足額の算定方法等）

**第十五条**　法第五条の三第五項第一号の政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額は、第一号及び第二号に掲げる額の合算額が第三号に掲げる額を超える場合において、その超える額とする。

一　当該年度の末日における地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第十五条第三項の流動負債の額から同日における一時借入金又は未払金で公営企業の建設又は改良に要する経費（次号において「建設改良費」という。）に係るもののうちその支払に充てるため当該年度において地方債を起こすこととしているものの額を控除した額

二　当該年度の末日における建設改良費及び建設改良費に準ずる経費として総務省令で定める経費以外の経費（次条第一項第三号において「建設改良費等以外の経費」という。）の財源に充てるために起こした地方債の現在高

三　当該年度の前年度の末日における地方公営企業法施行令第十四条の流動資産の額から当該年度の前年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち当該年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で当該年度の前年度において収入された部分に相当する額を控除した額

2　法第五条の三第五項第一号の政令で定めるところにより算定した額は、零とする。

（起債に協議を要する法非適用企業の判定のための資金の不足額の算定方法等）

**第十六条**　法第五条の三第五項第二号の政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額は、次に掲げる額の合算額とする。

一　当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てた額

二　実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べた額及び当該年度の前年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越した額の合算額から、これらの支払又は事業の財源に充当することができる特定の歳入で当該年度の前年度に収入されなかつた部分に相当する額を控除した額

三　当該年度の前年度の末日における建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

2　法第五条の三第五項第二号の政令で定めるところにより算定した額は、零とする。

（地方債の届出の相手方等）

**第十七条**　法第五条の三第六項の規定による届出は、第二条第一項第一号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣に、同項第二号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事にするものとする。

2　法第五条の三第六項の規定による届出をしようとする地方公共団体は、事業区分ごとに次条に規定する事項を記載した届出書を作成し、総務大臣又は都道府県知事の定める期間内に、これを提出しなければならない。